

●指定医療機関

当院は下記医療機関に指定されています。

- ・ 保険医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 小児慢性特定疾病指定医療機関

●届出施設基準

当院は九州厚生局長に下記の施設基準の届出を行っております。

○基本診療料

- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 外来感染対策向上加算

○特掲診療料

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

○その他 酸素単価

- ・ 連携強化加算

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

●保険外費用負担

| 診断書・証明書等の文書料金 | | (消費税込) |
|---------------|-----|---------|
| ・診断書 | 1 通 | 2,200 円 |
| ・証明書 | 1 通 | 1,100 円 |

●医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行い質の高い医療の提供に努めていま

す。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○他の医療機関の受診歴、処方されている薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

●医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進について下記の体制を整備し、質の高い診療を実施するため十分な情報を取得し及び活用して診療を行うことを努めています。

○診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

○マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供しているよう取り組んでいます。

○電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています（準備中）

[詳細はこちらを御覧ください。](#)

●情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っております。初回の診療は対面診療をさせていただきます（※1）。情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）に際しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に準じます。

なお、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の実施の可否については、患者様、ご家族様の同意のもと主治医の判断となりますのでご了承ください。

（※1）初回（初診）の処方に関しましては、麻薬及び向精神薬の処方を行わないことを定めています。

●生活習慣病管理料

令和6年度診療報酬改定に伴い、令和6年6月1日より糖尿病・高血圧・脂質異常症を主病とする通院患者様に対して、これまで当院で算定していた「特定疾患療養管理料」が廃止となり、「生活習慣病管理料」を算定させていただくことになりました。

糖尿病・高血圧・脂質異常症のいずれかで通院されている患者様には個人に応じた「療養計画書」が必要になります。

窓口負担額についても、これまでの金額から多少変更がございます。